地位保全の闘い三件が申請

横着な会社側証人
少い組合員の裁判傍聴

法廷闘争はいま刑事事件と併行して、不当解雇の無効をたたかいとる民事事件も、総評弁護団を中心に粘りづよくたたかいつづけている。ここではとくに民事事件全般の進行経過と、いままでの裁判にあらわれた特徴について、三川支部の遠藤法対部員から原稿を寄せてもらった。もちろん、この裁判では決廷をたたかいの場として「不当に労働者の首は切らせない」という使命のもとに、全国の労働者に代つてたたかつているのである。われわれはこんごの法廷闘争にこれまで以上の関心を払い、ともにたたかいをすすめて行く決意をあらたにしよう。

首切つた後で理由書つくる会社

不当解雇無効裁判、正式にいえば、地位保全仮処分命令申請裁判の三月公判はさる七、八の両日におこなわれました。

この地位保全裁判のいままでの概要を述べますと、現在までに三件を申請し、他に一件を申請準備中です。

第一は、昭和三十四年四月十六日に会社から出された懲戒解雇という不当解雇の遠藤分会長の問題でさる三月七、八日の裁判で第八回まで進行しております。

会社側の証人として三川鉱事務副長宮地巌、探鉱副長吉賀初治、本社保安課長鴨出邦敏および管理係補井章、三川鉱保安係長中垣英生（旧職本屋下部内係長）などが出て、福岡地方裁判所民事部で証人調べおよび反対尋問が行なわれています。

第二は、昭和三十四年十月三日懲戒解雇をうけた下田正人、林淳一、岩山富久蔵の三分会長の問題で、会社から現在解雇の準備書面が出されて準備中であり、裁判は第四回まですすんでいます。

第三は、企業合理化の臭名によって不当な解雇をうけた一・三〇〇名中提訴した一六七名の問題です。裁判は現在まで三回行なわれましたが、それによると簡単な理由と一般基準解雇理由書が出されており、細部が出ているのは本所支部関係者六名分で、全部出そろうのに六カ月ほどかかるそうです。

第四は、昭和三十五年十二月十三日懲戒解雇をうけた高山良晴、古城将秀さんの分で、これは現在申請準備中です。

以上がこの裁判の進行経過です。

八百長的な証言

現在までの裁判がどのように行なわれてきたかその一部をみますとまずわが方は総評弁護団から佐伯誠山、宮原、藤本、横山、吉田の六弁護士が出席しています。これに対して会社代理人弁護士は飯田松崎、村田、橋本、青山、渡辺、竹内という七名の日経連の尊厳的な、労働者の敵の仕事をする弁護士です。

傍聴人をみると会社側は本社各部の課長クラスから管理、総務関係職員や、各鉱の副長、主席クラス関係の職員や保安係など十四、五名をくり出しています。組合関係としては炭労から一名、三池から一名ぐらいで、他の傍聴はない実情です。

会社側証人たちは会社側の弁護士の質問には八百長的証言でこたえるが、総評弁護団の反対尋問には質問が分からないよう何とかいつて、二回や三回も繰返して問題点の急所をゴマカシ、非常に横着な態度でこたえています。

もつと関心と支援を

ご承知のように、この地位保全仮処分の民事法廷闘争はこんご後に控えている下田分会長ら三名や一六七名の法廷闘争の前しょう戦であり重大な闘いです。

また会社のこんどの一方的な首切りを困難とさせるか、あるいは容易にさせるかという三池の問題でもあり、また国内全労働者の問題でもあるという点から広く注目され、そのため総評弁護団の各先生たちも一生懸命で取組んでいますが、以上述べたような状況ですが、今次の三池闘争の実力行使による首切反対の闘いについては省略しますが、一般に首切反対の法廷闘争では、残された途として闘うということについては万人の認めるところでありましょうが、現実に法廷闘争がどういう進行をしているかはよく理解されていないと考え裁判の経過を報告し参考にしてもらい、多くの関心と支援、協力をお願いするしだいです。

あいつぐ合理化
宇部、組夫も闘争激励

合理化反対闘争をつづける宇部、員島労組は、すでに三月十二日で無期限スト十六日、二十一日を迎えたが、組合員・家族の闘志はいよいよ高まつている。

宇部では五日、西沖鉱業所から「坑内に保安作業用の空函がなくなつたので、八日に巻き上げをやらせてほしい」と組合へ申入れてきた。組合ではこれを検討して調査団をつくり実態調査をやつた結果(1)会社がいうよう今すぐ巻き上げをやる必要はない。従つて会社申入れは拒否する(2)組合員からの要請、現場の実態を考えさらに保安要員を縮小する(3)しかし、こんど保安作業用の空函がどうしても不足した場合は、調査団による実態調査を行ない、調査団と戦術委で検討し、巻き上げについての是非を決定する。

などをきめた。

無期限スト十日目の六日には、二名の組夫が組合本部を訪れ「本鉱員がストをやつているのでオレたち組夫は仕事ができん。食うこともできん、でもストはやつてもよい。オレたちは辛抱するから負けるなよ」と語り出した。そして「興炭労の闘いはオレたちにも影響がある。あんたたちが敗けたら組夫は昔のドレイのような扱いをされる。ストで金が入らないのは辛いがアルバイトでもあればオレたちも一緒に闘うぞ。組夫はみんな同じ憲員をもつている、お互いに最後までがんばろうぜ」と激励している。

ストとともに組合員、主婦はハチマキ姿で出動している。

八千円の賃下げ

いま各ヤマではあいついで合理化の提案が行なわれているが、高松では三月六日に会社が提案、同じく吉河でも六日の団交で峰地の開山をふくむ合理化、さらに雄別でも十日ごろ提案の見込みであり、太平洋、三菱、住友、杵島、北炭三瀬も近日中に提案の見込みであるという。

「このあいつぐ敵の攻撃をわれわれは企業内の視点から闘うなら、敗北は火をみるより明らかである闘いは当然支配者階級の攻策に対決するという方針がとられ、その

宇部の仲間たちの決起大会

堂々と證言する勇気と組織力を
―民事裁判を傍聴して―

三川支部　佐藤繁夫

三川鉱旧本屋下丙方で十二名が指名解雇された。そのうち、法廷闘争にもちこんでいるのは遠藤分会長ただ一人であるが、他の人々も決して解雇される理由があるとは思つていない。おのおの家庭の事情や生活のために涙をのんで退職願いを出したはずである。だから遠藤分会長の裁判には是が非でも勝たなければならない―

三月八日、第六回の裁判がひらかれたが、会社側の傍聴人は後日証人として出るであろうと予想される面々は全員出席していた。それにくらべてわが方は炭労法対部の鶴田書記と私の二人きりであつた。裁判の内容については法対部から報告されるだろうが、私が感じたことを率直に訴えてみたい。

法定費用の点も困難だろうが弁護団の諸先生と完全な打ち合わせができるようにすることである。そのことが、無手勝手流になれあい、質疑応答をくり返えす会社側弁護士と証人をやりこめ、正しい反証をあげることになるからである。

やがて下田、林、岩山三氏の裁判、さらに一六七名の裁判が審理されるが、職場に働らく仲間も離職した仲間もお互いに力を合わせて絶対的な反証をもち出し、正々堂々と証言する勇気と組織力を期待してやまない。

差別とたたかつた四十年

全国水平社が結成されてから四十年にわたる部落解放のたたかいは困難をきわめ、そのなかで傷つき、たおれた者も多い。そしてようやく部落解放は、平和と民主主義確成の重要な課題として全国民の関心をひきつつある。

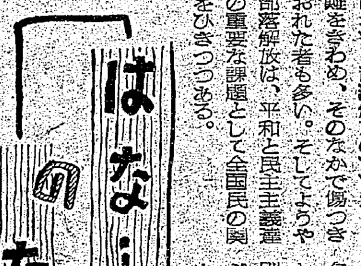

（6）

部落問題を主題にしたものに有名な島崎藤村の「破戒」があるが、われわれはいわれのない不当な差別、それとのたたかいの歴史を学ぶことは、いま差別や切りくずしをたたかつているわれわれに貴重から多くを学んだ。

三池でも、就労後のここ最近だけでも赤星さん、野崎さん、川上さんの三名が、保安を無視した生産の尊い犠牲となつて殉職された。これらひんぱんに発生している災害の原因は、大きくいえば大かりなクビ切りの合理化によつて人べらしを強行し、保安無視のひどい労働によつて出炭を強制する会社の攻策にあり、直接にはわれわれが日日職場で経験しているように、職場における一切の組合活動を抑圧する、職制支配で保安がまつたく軽視されているところにある。

そして、このような傾向は労働者の生活をふみつけにして合理化をおこない、人命軽視で出炭を強制する冷酷非道な会社のやり方からみて、さらにつよまつてくるだろう。

組合としては、第二組合にも共闘をはたらきかけ、保安確立にあたることをきめ、保安団交もおこなつているところである。

会社が資本の総力をあげ、権力を総動員してクビ切り合理化を強行し、さらに就労後も露骨な差別と切り捨しでたたかう組織を破ぬいしようとする攻撃は、われわれに大巾な減賃、労働強化などをもたらしているだけでなく、かけがえのない生命をも危険な状態に追いこんでいるのである。

しかし、われわれはみんなで、これらの攻撃にたいする抵抗をくみあげている。このたたかいにはねばりづよい頑張さが必要であるが、会社の人命軽視の考えを追及し、具体的な保安対策を緊急に確立せねばならない。

あいつぐ変災

上清炭鉱で戦後最大の大変災がおこつて七十一名がその犠牲となつた。炭鉱ではいま、さきに水没事故で六十七名の死亡者をだした豊州炭鉱の変災などあいつぐ大変災や事故が続出している実態である。

このたたかいは、われわれ労働者階級の搾取と貧困、失業と貧乏をなくすたたかいなどとも深く結びついた内容のものである。

三池闘争の中ではわれわれは解放同盟の同志たちと亀裂スクラムをくんで共にたたかつて、同志たちの勇敢な戦闘性と、行動力などから多くを学んだ。

このたたかいは、われわれ労働者の心臓を引き裂く代償として暖い人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない唾まで吐きかけられ（水平社創立宣言から）ながら、その不当な差別と約半世紀におよぶ四十年を、それこそねばり強く、不屈に、勇敢にたたかいつづけてきたのである。

就職対策だより

大永紙工KKで工員募集

ここには三池ならずでに二〇数名の人が就職し元気に働いているが再び左記により男、女工員を募集しています。

一、募集人員　男子　一〇名　女子　二二名

一、応募資格

男子―二〇才までの独身者で中学、高校卒業者

女子―一八才以下で中卒者

一、条件

寮設備あり

男子―五才で日給三〇〇円

女子は右に準ずる

一、申込締切り

三月一七日まで本部職対宛に履歴書、身上書、写真を添えること

関西駐在員と大阪宿泊所施設設置

組合では関西方面での就職を開拓するため、就職対策部の後藤重雄氏（三川）を関西駐在員として決定し、同氏はすでに関西方面で就職開拓や紹介にあたつていますが同時に離職者で関西での就職を希望するものや、職安の広域紹介による就職者およびその家族が上阪して、一定の職業をさがすなどのため、今回「大阪宿泊施設」を設置しました。これによつて、こんど関西方面への職業あつせんがさらに強力におしすすめられることに期待がかけられています。

なお、宿泊所使用の細部は左記の通りです。

一、期間

三月一一日―五月三一日（約三カ月間の予定）

一、宿泊所（一〇畳、三畳の二間）

(1)大阪府茨木市殿町茨城労政事務所内（電話・茨木〇二六二の二三六七）

三池就職者宿泊所

責任者　後藤　重雄

(2)連絡先

大阪総評談会三池労組駐在員

後藤重雄、電話連絡（大阪（36）三五二九、二七〇八、六四〇三）

一、使用上の注意

(1)一・一七六名の離職者およびその家族のこと。

(2)使用期間は到着日から七日間以内とする。

(3)使用時間は朝九時―夜九時まで。

(4)使用費無料（組合負担）、ただしフトン代一組五〇円をいただきます。

(5)水道、燃料その他

燃料はガス使用の場合のみ使用券購入のこと。水道、電気料その他は組合にて負担します。

(6)その他使用上の注意については、その都度現地宿泊所でお話します。

一、申込みについて

使用申込書を準備してありますから、組合本部就職対策部から受領し履行し、茨木市労政事務所に提出し使用して下さい。

（大阪駅から茨木駅まで一三分ぐらい）

春斗決起大会
大地評一万名が参加

「物価値上げ反対、諸要求を闘いぬく春闘大牟田地区総決起大会」が七日午後五時から、笹林公園に大地評さん下各組合員、主婦約一万人が参加してひらかれた。

大会は川口実行委員長の挨拶につづき、社会党山本勇太郎、共産党池田昭二氏の各代表からメッセージがおこなわれた。

まず山本氏は「企業合理化の名のもとに安保の地ならしを政府、独占資本はおこなつている。春闘のうねりで企業合理化を闘いぬき、全国的に起つた物価値上げ反対運動で大衆と手を結び闘おう。勝利は必らずわれらの手になる」と挨拶、池田氏から「三池闘争を通じて全国の労働者が築いたこの団結の力を除いては生活の向上は闘えない。物価値上げ反対、春闘には三池闘争の教訓を学んで闘いぬこう」とそれぞれ挨拶をおくつた。

ついで〃統一行動で合理化に反対し大巾賃上げ、時間短縮、最賃制を勝ちとろう〃等四項目のスローガンを採択、池田首相への抗議をふくめた大会決議、飯守裁判官ヒ免要求、大会宣言を力づよい拍手で採択したのち、郵便局、大牟田駅前でデモ行動を敢行して、春闘への決意をちかい、散会した。